

初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン（概要版）



令和5年7月4日 文部科学省初等中等教育局

本ガイドラインの位置付け	各学校で生成A Iを利用する際のチェックリスト
○ 児童生徒や教師を含め、社会に急速に普及しつつある現状もあり、一定の考え方を国として示すことが必要である。 ○ 学校関係者が現時点で生成A Iの活用の適否を判断する際の参考資料として、令和5年6月末日時点の知見をもとに暫定的に取りまとめるものである（一律に禁止や義務づけを行う性質のものではない）。 ○ 本ガイドライン公表後も、「広島A Iプロセス※」に基づく様々なルールづくりの進展、科学的知見の蓄積、サービス内容や利用規約の変更、学校現場の優れた取組事例、本ガイドラインに対する幅広い関係者からのフィードバックなどを踏まえて、機動的に改訂を行うこととする。 ※G7広島サミットで合意されたA I活用と規制の国際的なルール作りに向けた議論	□ 生成A Iツールの利用規約を遵守しているか（年齢制限・保護者同意を遵守しているか） □ 事前に、生成A Iの性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめるような使い方等に関する学習を実施しているか。 □ 教育活動の目的を達成する上で効果的か否かで利用の適否を判断しているか □ 個人情報やプライバシーに関する情報、機密情報を入力しないよう、十分な指導を行っているか □ 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう、十分な指導を行っているか □ 生成A Iに全てを委ねるのではなく最後は自己の判断や考えが必要であることについて、十分な指導を行っているか □ A Iを利用した成果物については、A Iを利用した旨やA Iからの引用をしている旨を明示するよう、十分な指導を行っているか □ 読書感想文などを長期休業中の課題として課す場合には、A Iによる生成物を自己の成果物として応募・提出することは不適切又は不正な行為であること、自分のためにならないことなどを十分に指導しているか。保護者に対しても、生成A Iの不適切な使用が行われないよう、周知・理解を得ているか □ 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成A Iツールを選択しているか
生成A Iの教育利用の方向性～基本的な考え方～	
○ 現時点では、限定的な利用から始めることが適切である。一部の学校において、成果・課題を十分に検証し、更なる議論に資することが必要である。 ○ 全ての学校で、情報の真偽を確かめること（ファクトチェック）の習慣付けも含め、情報活用能力を育む教育活動を一層充実させ、A I時代に必要な資質・能力の向上を図る必要がある。 ○ 教員研修や校務での適切な活用に向けた取組を推進し、教師のA Iリテラシー向上や働き方改革に繋げる必要がある。	